

印

コピー

継続的水産物・鮮魚介類等売買取引基本契約書

大分県漁業協同組合（以下「甲」という）と有限会社 豊後活魚（以下「乙」という）とは、大分県漁業協同組合本店・津久見支店で取り扱う水産物・鮮魚介類等（以下「商品」という）の売買取引を行うにつき次の通り契約を締結する。

（契約の成立）

第1条 甲は乙に対し商品を継続的に販売及びこれに付帯する取引を行うものとする。

（取引期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成24年8月1日から満1ヶ年とする。

前項の期間満了1ヶ月前までに、当事者の一方又は双方から書面による変更
又は解除の申し入れの無い場合には、この契約は満1ヶ年自動的に更新されるも
のとし、その後も同様とする。

尚、各当事者より相手方に対し文書をもって1ヶ月前までに予告したとき
は、その予告期間満了をもって本契約を解除することができるものとする。

（引渡方法）

第3条 第1条の取引における商品の品名、規格、数量、価格、受渡方法については、
その都度甲・乙協議のうえ決定する。

- 1 甲は乙に対し何等の瑕疵、数量不足の無い商品を販売する責を負うものとする。
- 2 乙は、商品に明らかな瑕疵ある場合は商品受領後3日以内、数量不足に
ついては受渡完了後直ちに甲宛連絡するものとする。

（代金の請求・支払）

第4条 甲は、商品請求を乙に対し、決められた期日までに請求し、乙は、商品代金を
甲より指定された決済期日までに甲に支払わなければならない。

- 2 支払期日

別表の通り

（保証金）

第5条 乙は、この契約に基づき、現に負担し、また将来負担することあるべき一
切の債務を担保するため、この契約成立と同時に保証金として別表の通り、現
金もしくは定期貯金にて甲に差し入れするものとする。

- 2 前項の保証金は、乙においてこの契約に違反することなく契約が終了し

コピー

本契約書は、2通作成の上、甲・乙各1通保有する。

平成24年8月1日

甲 (住 所) 大分県大分市府内町3丁目5番7号

(氏 名) 大分県漁業協同組合

代表理事組合長 山 本 勇

印

乙 (住 所) 大分県大分市久原中央3丁目3番18号
有限会社 豊後活魚

(氏 名) 代表取締役 姫野智明

印

連帯保証人 (住 所) 大分県大分市久原中央3丁目1番1663-1

(氏 名) 有限会社 富士見水産
代表取締役 姫野透

印

連帯保証人 (住 所) 大分市久原中央3丁目3番18号

(氏 名) 姫野新

印